



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	遠藤博也先生の経歴と業績
Author(s)	畠山, 武道; HATAKEYAMA, Takemichi
Citation	北大法学論集, 43(3), 153-171
Issue Date	1992-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15483
Type	other
File Information	43(3)_p153-171.pdf



遠藤博也先生の経歴と業績

島山 武 道

故遠藤博也教授は、昭和四一年二月に助教として着任以来、二六年間にわたり本法学部で、行政法を中心とする研究・教育にあたられた。その間、多数の業績を発表されたが、ここでは、教授の行政法理論を特徴づけると思われるいくつかのキーワードを提示し、それにそつて教授の業績の一端を振り返ることにしよう。なお、文献の引用は、後出の業績一覧に依拠し、著書については書名のみを、論文については、論文名と発表年次のみを付記するにとどめる。

利益衡量

遠藤教授の行政法研究の第一の特徴は、利益衡量的な視点である。その視点ないし発想は、教授の論稿に底流として一貫し

て流れており、終生、変わることがなかったといえる。ただし、ここでは、「利益衡量」の意義を、それほど嚴格には考えず、たとえば遠藤教授が、行政行為論については、一般抽象的な行政行為の本質論や性格論から求められている解答をひきだすのではなく、行政行為を具体的法律関係の中において具体的事情に即して検討すべきことを強調されるように、具体的な利益状況とその状況に応じた判断を重視し、概念法学的・演繹的思想を排除することを、一般的に広く指すこととしたい。

博士論文であり最初の著書である『行政行為の無効と取消』は、利益衡量的な視点を明確にした最初の著作である。この著書の意義は、従来の概念論的、規範論的な瑕疵論を排し、具体的な利害状況・利益状況を念頭に概念の区分や解釈論を展開す

べきことを主張したことである。たとえば、従来の瑕疵論によれば、無効と取消の区別は瑕疵が重大・明白かどうかで区別され、取消と撤回の違いは、瑕疵が原始的な瑕疵か後発的な瑕疵かで区別された。しかし、同書は、具体的な利益状況の違いに着目して「職権取消」と「裁判による取消」という区別を提唱し、明白性の意義や公定力の及ぶ範囲についても、それぞれの場合を区分して、細かい解釈論を展開している。その後、職権取消と裁判取消の対比、取消と撤回の相対化などの主張が、広く支持されつつあるが、遠藤教授の主張は先駆的意義を有するものといえる。また、本書では、行政過程論的な発想が、すでに随所に見られることも注目される。

ただし、本書は、行政行為の無効と取消に関するドイツ・フランスの判例・学説が膨大な文献を駆使して縦横に分析されているため、従来の見解を崩すような優れた指摘が随所にみられる一方で、遠藤教授が、行政法理論体系の中心的なテーマであった行政行為の瑕疵論に対して、どのような体系を新たに提示するのかという点が、読者に十分理解されたとはいえない。むしろ、「行政行為の無効と取消の区別の基準（一九七二）」、「行政行為の瑕疵（一九七九）」、「違法行為の転換（一九七九）」、「職権取消の法的根拠について（一九八四）」などに、さらに明

解で、こなれた説明がみられる。

利益衡量的な思考は、瑕疵論（ただし、遠藤教授は、「瑕疵」にかえて、「欠陥」という言葉を用いている。「実定行政法」一三三頁）のみならず、実定法の理解や解釈においても發揮される。その発想を実定法において広く示したのが多くの土地法・都市法に関する論稿であり、なかでも、「公共施設周辺地域整備法」について（一九八一）は、利害調整メカニズム、ないし費用負担調整の仕組みとしてこれらの多数の法律・法制度を統一的に把握し、さらに社会影響アセスメントにまで発展させることを課題として提示した貴重な作業である（なお、『行政法スケッチ』第二章参照）。また、『都市計画法五〇講』は、都市法研究のための基礎作業であると同時に、優れた法律解説書でもある。その他、「都市再開発法の位置づけ（一九六九）」、「政令指定都市と行政区の問題（一九七五）」、「土地収用と公共性（一九八〇）」など。

しかし、遠藤教授の利益衡量論の総仕上げ・到達点は、大著『国家補償法（上）（中）』であるように、筆者（畠山）にはおもえる。この著書において、遠藤教授は、損害填補・被害者救済機能、利害調整・資源配分的機能、行政の活動を規制する行為規範機能という三つの機能（役割）を国家補償法の中心的

課題とすべきことを提案する。記述は、特に具体的事実関係を重視し、ケース毎の考慮事項、被害法益の判断要素、財政的制約その他の特殊事情の有無、他のケースとの比較検討など、詳細かつ膨大な作業量に裏打ちされたもので、執筆の苦勞がしのばれる。

しかし、その後、同書が注目されることになったのは、国家補償法の役割・機能として利害調整・資源配分的機能を強調し、「なすべき行政措置に必要な財政支出が、一般に予想される危険に比較して客観的な期待可能性がなく、現実に生じた損害との関連においても、手落ちとしてとがめだてするのは実際上酷だと判断される場合に、その責任を否定するという考えは十分なりたちうる」(五六頁)と述べて、学説が責任成否の判断の際に判断要素として考慮することを躊躇してきた財政的制約を、正面から取り入れたところにある。周知のように、昭和五九年の大東水害訴訟最高裁判決は予算制約論を判示し、それがその後の水害訴訟を支配することになったが、遠藤教授の論稿は、最高裁判決以前に公表されたものだけに、とくに、その影響が注目される(なお、『実定行政法』二九一頁参照)。

また、「行政法における法の多元的構造について(一九八五)」
「危険管理責任における不作為の違法要件の検討(一九八五)」

なども、一種の利益衡量論であって、その提唱する「違法性相対化論」が議論を呼んだことも、周知のとおりである(『国家補償法(上)』一七六頁、『行政法スケッチ』第六章参照)。

危険管理責任

遠藤教授の危険管理責任論も、その後の判例学説の発展に大きく寄与した。危険管理責任とは、行政活動の対象となるべき社会の中においても多様な危険が存在することに着目し、警察権限を適正に行使するなどによって社会に存在する危険に対処すべき行政庁の責任をいう。この種の行政責任は、規制権限行使義務、行政介入請求権などともいわれるが、行政権力自体が内包する危険責任と区別して、行政庁の危険管理責任を自覚的に議論したのは、遠藤教授が最初である。この考えは、『行政法Ⅱ(各論)』一四七頁でまず示され、『国家補償法(上)』三七七頁以下、『実定行政法』二九八頁以下、「危険管理責任における不作為の違法要件の検討(一九八五)」などによって、さらに事例別・類型別に詳細な検討がなされている。この考えは、たとえば阿部泰隆『国家補償法』一八〇頁(一九八九)の「行政の危険防止責任」論など、有力な学説に受け継がれている。

また、遠藤教授は、行政庁の危険管理責任を認める一方で、

私人にも責任の分担を強く求め、私人の危険管理責任を強調していたが（『行政法Ⅱ（各論）』一四九頁、「危険管理責任における不作為の違法要件の検討（一九八五）」四八二頁）、私人の危険管理責任論は、「動物園の猿」という比喩はともかく、解り論的な範疇にまで練り上げられることのないままに終わった。

行政過程論

行政法解釈にあたって具体的な利益状況を考慮すべきことは、従来の通説を形成してきた美濃部・田中理論も、ある程度、主張してきたところであって（例えば、取消権・撤回権の制限、法規裁量と自由裁量の区別等）、個々の法令の適用や解釈にあたって当事者の利益を考慮するという程度の主張では、それほど画期的なものとはいえない。むしろ、利益衡量の仕方こそが問題であるといわなければならない。そこで、遠藤教授が展開したのが、行政過程論である。遠藤教授の行政過程論は、『行政行為の無効と取消』にもみられるが、その後、「複数当事者の行政行為―行政過程論の試み―（一九六九）」、「行政法学の方法と対象（一九七七）」、「行政過程論の意義（一九七七）」、「戦後三〇年における行政法理論の再検討（一九七八）」、「行政

過程に関する判例の検討（一九八一）」、「規制行政の諸問題（一九八三）」などの論稿によって、本格的な展開をみることにな

った。遠藤教授の行政過程論は、やや晦渋であるが、対象としては、従来の行政行為論が念頭におかれ、行政行為を具体的法律関係の中において具体的事情に即して検討すること、抽象的な行政行為一般の本質ではなく、行政行為が具体的にいかなる全体の過程の中で、何を処分要件とし、そのため他の処分手続といかなる関係にたっているかなどを検討すること（『戦後三〇年における行政法理論の再検討（一九七八）」一七四頁）が、基本的な課題とされる。

では、従来の行政行為論との関係はどうなるのか。教授は、その点を、「行政過程論も、行政行為の存在を否定するものではなく、行政行為や行政手続などを部分的プロセスや全体としてのプロセスに焦点をあてる行政過程論のレンズを通して具体的に精細にみることによって、具体的な問題点をめぐる議論を活性化させよう」（同一七三頁）とするものであり、行政過程論は、「物の考え方」「行政上の諸現象をどのようにとらえるか」という物の見方である」（『行政過程論の意義（一九七七）」五八七頁）とも説明される。

しかし、そうすれば、さらに、行政過程論とは別に、何によって行政活動の適法律性、適目的性を判断するのかという問題が生じる。そこで、遠藤教授が、個々の行政行為や単一の行政処分、効力を考察するだけでは足りず、全体の過程を考える必要があるとしてあげたのが、行政過程全体の正常性という基準である。たとえば、「行政権限の競合と融合（一九六九）」、「トルコ風呂と児童遊園―行政過程の正常性をめぐって（一九七五）」、「手続による行政の原理と行政過程の正常性（一九七八）」などが、その具体的な例証である。また、この考えは、対象を計画化された行政全体の合理性へと拡大することによって、次にみる計画行政論へと連なっていく。

このような行政過程全体の正常性を強調する論旨に対しては、行政法規のもつ規範的・拘束的意義を相対化しかねないとする批判が強い。しかし、遠藤教授の見解を行政作用全体に及ぼすことにはためらいがあるとしても、宅地開発指導要綱事件に典型的にみられるような一連の指導行政、誘導行政については、教授の見解が、伝統的な法律の留保論・法律の優位論よりはるかに有益で生産的であるように、筆者にはおもえる（亀山「石油ヤミカルテル事件最高裁判決の検討―行政指導分析に関する従来の理論の再検討―」経済法学会研究年報六号七一頁参

照）。

ただし、遠藤教授の行政過程論は、必ずしも厳密に定義された方法論ではなく、また、多数の実定法を咀嚼した上で縦横に議論が展開されているので、議論の背景を知らない一般の読者が、その輪郭や実際の意図を理解するのは困難な場合が少なくない。行政過程論が注目をあびながら、広く支持されるまでには至らなかった原因のひとつが、ここにあるといえよう。行政過程という言葉は、遠藤教授以外にも、いく人かの有力な行政法学者によって用いられており、それらの論者の主張が出そろうのをまつて、再度、本格的な議論がされるべきであろう。

計画行政

さて、個々の行為の法適合性からはなれて、行政過程全体の正当性・妥当性を議論し、判断するために、遠藤教授の提示したもうひとつの理論的枠組みが、「計画行政法」である。「計画行政」とは、特定の「○○計画」を指すものではなく、そのような特定の計画が存在していない場合においても、法律そのものが計画実現の手段として政策体系の中に位置づけられ、法律や各種の行政措置が、目的・手段の関係で幾重にも重層しているような一般的法構造をさす。すなわち、ここでは「異種複数

の行政権限を体系的に組織化し、それが全体として新たな行政機能を生み出し、これによって、一定の目的が動態的に達成されることを狙いと(し)、そこには、常に具体的状況依存性と

多数の政策との関連性がある」(「土地所有権の社会的制約」(一九七二)一〇三頁)という状況認識ないし問題関心が議論の出発点である。遠藤教授の問題関心は、このように、法律自体が政策化し、法律の規範的な意義が希薄化した現代行政を、どのようにコントロールするかということにあつたものといえよう。『計画行政法』は、その本格的な論証であり、「都市再開発法の位置づけ(一九六九)」、「行政過程における公共の福祉(一九七〇)」、「土地所有権の社会的制約(一九七二)」、「計画における整合性と実効性(一九七九)」、「規制行政の諸問題(一九八三)」など、さまざまな論稿を通してその雄弁な主張が展開されている。

遠藤教授の計画行政法も、論点・内容が多岐にわたるために、方法論については論者によってさまざまな受けとめ方があり、個々の論点や指摘には多くの論者が納得するものの、計画行政論が、どのような方向へ、どのような形で収斂していくのか(あるいは、しないのか)という点は、結局、判明しないままに終わったようにおもえる。遠藤教授の問題提起を「正面からうけと

め、さらに実証的な研究を積み重ねることによって、その行政過程論を、学界共通の遺産とすることが、われわれ後進の任務である。

公共性

公共性というキーワードも遠藤教授が好んで用いられたものである。公共性分析の必要を最初に提示したのが「行政過程における公共の福祉(一九七〇)」であり、「土地所有権の社会的制約(一九七二)」、「公共性概念の検討(一九七四)」、「交通の公共性と環境権(交通問題)(一九七五)」、「公共性(一九八二)」などを含む多数の論稿で、問題が議論されている。公共性とは、従来、公共の福祉として一括されてきたものと、部分的に重なるが、行政機能の拡大は、行政作用の目的である公共の福祉の内容を著しく拡大するとともに、公共性の意味を不明確なものにしている。そこで、遠藤教授によれば、公共性の判断にあたって、「一般抽象的スローガンで一刀両断できるような単純きわまりない場合は稀で、複雑困難な比較衡量が要求され」、「公共性の判断が具体的状況に依存する結果として、考慮すべき諸要素・諸利益について、具体的状況を抜きにした一般抽象的な価値の序列をつくることは不可能である」(『計画行政法』四九

頁)。こうして、「公共性とは、具体的な計画なり行政措置なり
の合理性であ(り)」、公共性分析とは、「多種多様の事情の具
体的な比較衡量による総合的な判断」(「公共性(一九八二)」、
一五頁)であるということになるのである。

このような遠藤教授の公共性論に対しては、従来の行政法学
が、「行政の公共性・公益性を法律上すでに確定したものとし
て前提し、その内容を具体的に分析することなく、価値中立的、
無媒介的にさまざまな法律技術論ないし法解釈論を展開してき
た」ことを批判する点では問題意識を共通にしつつ、「公共性
論は、諸利害の対立・矛盾を調整・克服し、市民的生存権の公
共性確立のための立法論や解釈論を導くにあたっての法的基準
を明らかにするところに、その法律学的作業の重点を見いだす」
(室井力「国家の公共性とその法的基準」室井力編『現代国家
の公共性分析』一五頁(一九九〇))べきであるとする観点か
らの批判がされている。しかし、遠藤教授は、すでに指摘した
ように、「考慮すべき諸要素・諸利益について、具体的状況を
抜きにした一般抽象的な価値の序列をつくることは不可能であ
る」と述べて、「義的な法的基準の定立を最初から度外視して
おり、議論はすれ違いに終わっている。私見(畠山)は、法解
釈論としてはともかく、法律制度論・制度批判には、資源配分、

費用便益性、費用効果性、効率性、公平性などのさまざまな法
的基準以外の基準が必要と考えており、遠藤教授の主張に、よ
り魅力を感じる。

しかも、遠藤教授の公共性分析は、まったく無原則な利益衡
量ではなく、「現代行政の構造の著しい変貌は、公共の福祉の
内容だけではなく、その具体化の過程にも重大な変革を生じさ
せずにはおかない」という観点から、ヘーベルレを引用しなが
ら、「公益はむしろ創造的活動を通じて形成される」(『計画行
政法』四八頁)と述べていたことを忘れるべきではない。すな
わち、公共性が、決定過程の公開、プロセスへの参加などの手
続的側面を同時にもつということが、遠藤教授の主張の眼目で
あり、その点では、室井教授の最近の主張(同前八頁)と軌を
一にするのである。

「都市再開発法の位置づけ(一九六九)」、「土地所有権の社会
的制約(一九七二)」、「公共性の変貌と現代行政法(一九七九)」、
「土地収用と公共性(一九八〇)」などは、利害の錯綜する土地
法制における公共性をより具体的に検討したものである。また、
『行政法スケッチ』第四章、『実定行政法』五頁以下も参照。

請求権的行政法理論

従来の行政法理論体系のなかにあっても、せいぜい「私人の公法行為」なる範疇でしか捉えられなかつた私人の地位を、理論上も実際上も重視し、さらには中心に据えて、行政法理論を作りなおすという構想は、見果てぬ夢のごとく、常に行政法学者の脳裏に去来する考えであつた。遠藤教授は、「行政行為の抽象的人格によつて事を決しようとする従来の行政法学は、議論が抽象的であるのみならず、なによりも個別実定法と乖離する傾きがあつた」という批判のうえに、「取消請求権をはじめとする請求権を中心とした行政法の体系」の構成を提案された（「行政法上の請求権に関する一考察（一九八八）」一〇四一頁。他に、「取消請求権の構造と機能（一九八九）」、「収用裁決取消判決の第三者効について—取消請求権に関する一考察（一九八九）」、「取消請求権に関する一考察（一九九〇）」参照。その基本的な構図は、私人の権利自由を前提に、許認可手続・給付手続など、請求権実現・具体化のための行為過程、権利の救済回復をはかる是正措置のための手続、賠償・補償など利害調整のための手続、権利実現のための訴訟手続を配するというもので、「実定行政法」は、その全体像を示したものである。

本書は、「主として法学部学生のための教科書」として書か

れたものであるが、国家補償・行政訴訟を除いて、従来の行政法教科書の体系と著しく異なること、聞きなれない用語が氾濫することなどから、講義で使用するには、若干の勇気を必要とする。しかし、従来の教科書の多くが、基本的に田中行政法学の体系を祖述し、あるいはその概念の多くを言い替え、もしくは裏返して利用したものにすぎなかつたのに比べると、本書は、行政手続法もふくめて、従来の教科書に記載された事項を、ほとんど漏れなく網羅し、明確な意図のもとに徹底して組み替えた点で際だつた特徴を有しており、類似の試みを圧倒するものといえる。

本書の試みが成功しているかどうかは、今後さらに検討される必要があるが、すでに若い世代の研究者からは、「実体法主体の行政法の構想を総合的な形で示すものとして注目に値する」（高木光「当事者訴訟と抗告訴訟の関係」雄川一郎先生献呈論集「行政法の諸問題（中）」三六七頁）として、遠藤教授の試みを高く評価する声があがっており、今後の世代の研究者への影響が注目される。

国家論

最近の遠藤教授が全力投球していたのが、国家論研究である。

その準備・構想は、精緻かつ壮大なもので、博覧強記な二つの論稿「戦争と平和の法—ホッブスの自然状態について—（一九九〇）」、「キーヴィタースとレース・プーブリカ（一九九二）」を通読するだけで、その尋常でない打ち込みぶりがうかがわれる（なお、ジュリスト一〇〇一号八頁の筆者の追悼文参照）。したがって、ここで遠藤教授の論稿を批評することは不可能である。この短文では、遠藤教授が、国家論研究に情熱を傾けるに至った理由に関し、筆者なりの推測を記すにとどめよう。

遠藤教授の国家論研究は、『行政法Ⅱ（各論）』の「制度の枠をとり払ったとき、行政とは何かといえは、国家作用の一つではなく、社会管理機能であるといえよう。（略）近代行政法の対象となる行政が国家作用の一つとされることは、社会管理機能が国家に集中されていることを意味する。そのすべてではないまでも重要な社会管理機能を国家が独占していること、いいかえると、近代国家は、かつて社会に遍在していた社会管理機能を自らの手に集中し、かつて社会管理機能の担い手であったものを解体し、抽象的に自由平等なバラバラの個人と相対立することをいみするのである。（略）この歴史的過程のあり方は国によって様々であるが、この過程の中から、封建的制約をとりはらった自由な所有権などに基づく私法の体系とこれと対立

する公法の体系や、権力分立、地方自治などが生まれてくる」（九頁）という記述が、出発点になっているようにおもえる。

このような国家論の視点には、無論、伝統的なマルクス主義者からの批判を含めて、さまざまの批判がありうる。しかし、遠藤教授の国家論研究は、国家や国家成立に関する歴史的研究ではなく、近代国家論あるいは近代市民社会論の論理構造の分析に、そもその目的をおいたものである。また同時に、社会管理機能が国家に独占されている結果として、社会管理機能の主体ではなく、行政の相手方もしくは利害関係人としての地位に貶められ、その執行を職業的な公務員集団に委ねるしかなくなった私人（市民）の自己回復の試みであり、それを当然視して理論体系を築いてきた近代行政法理論を相対化しようとした野心的な試みであったという評価を、ここではしてみたい。

遠藤教授は、原典にかえて国家論を研究するために、病室でギリシャ語、ラテン語の勉強をしておられた。古典古代から現代まで、さらには日本の近中世までも視野にいられた壮大な試みの未完に終わったことが、重ねて残念でならない。

まとめ—普遍的なもの、変わらないもの

『行政法スケッチ』を手にした読者は、遠藤教授が、たいへ

んな読書家で、法律書以外の哲学書、文学書、歴史書等に広く目を通していたことに、すぐに気づかれるだろう。特に、第一章は、教授の面目躍如というところである。また、教授は、クリスチャンではなかったが、聖書に理解が深く、日曜学校に通ったこともあると話しておられた。これらの事実から、遠藤教授が、一方で、果てる事なく続く立法改正や判決の整理・解説からの避難口を求め、さらに、普遍的で変わらないもの、すなわち実定法の改正や判例の変更に左右されない「市民と行政の一般理論」を構想し、そこから、長年の関心を温めていた国家論研究へと傾倒していったと推論するのは、おそらく短絡にすぎるだろう。

しかし、今日のシステム化された情報化社会において、一人の研究者が、膨大・最新の情報を独占し駆使する国・自治体・企業等に立ち向かうのは、槍で風車に立ち向かう以上に難しい。情報の量や早さに一喜一憂している限り、行政法研究者は、急速に変化する行政現象を永遠に後追いするしかない。そのむなしさに気づいたとき、行政法に関する理論の役割とはなにか、さらに、その研究を生業（なりわい）とすることにかほどの意味があるのか、という問いかけが始まる。しかし、それを遠藤教授に問いかける方法は、いまとなつては、四次元空間にお

ける再会（『行政法スケッチ』のむすび）を願う以外に、残されてはいない。

遠藤博也先生経歴

遠藤博也先生の経歴と業績

昭和四五年	八月	北海道大学法学部教授（公法講座担任）
昭和四六年	五月	北海道公害対策審議会委員（平成四年二月まで）
昭和四八年	七月	札幌市居住環境審議会委員（昭和五四年七月まで）
昭和四八年一〇月		日本土地法学会理事（平成四年四月まで）
昭和四九年	一月	北海道自然環境保全審議会委員（昭和五一年三月まで）
昭和四九年	八月	北海道公害審査会委員（平成四年四月まで）
昭和四九年	八月	建設省沿道環境整備制度研究会委員（昭和五三年三月まで）
昭和四九年	八月	北海道大学評議員（昭和五七年二月まで）
昭和四九年	八月	北海道大学法学部長（昭和五九年二月まで）
昭和四九年	一月	北海道大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学
昭和四九年	一月	北海道大学助教授（公法講座担任）
昭和四二年一〇月		北海道大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）
昭和四二年一〇月		北海道収用委員会予備委員（昭和四四年一月まで）
昭和四四年	一月	北海道収用委員会委員（平成四年四月まで）
昭和四四年	九月	札幌市公害対策審議会委員（昭和五四年九月まで）
昭和三七年	三月	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了
昭和三五年	三月	東京大学法学部第二類卒業
昭和一一年	六月一〇日	徳島市に生まれる

北海道大学評議員（昭和五九年一一月まで） 平成 四年 四月 六日 死去

昭和五九年一月

北海道環境影響評価審議会委員（平成四年四月まで）

昭和六〇年 二月

札幌市がけ地対策調査専門委員（昭和六一年四月まで）

昭和六〇年 七月

札幌市スパイクタイヤ問題対策審議会委員（昭和六一年九月まで）

昭和六一年 四月

日本計画行政学会理事（平成四年四月まで）

昭和六一年 六月

北海道都市環境指標作成検討委員会委員（昭和六三年三月まで）

昭和六三年 六月

社団法人北海道都市再開発促進協会顧問（平成四年四月まで）

昭和六三年一〇月

北海道公文書開示審査委員会委員（平成四年四月まで）

平成 元年一〇月

日本公法学会理事（平成四年四月まで）

平成 元年十一月

公共用地審議会委員（平成四年四月まで）

遠藤博也先生業績一覧

I 著書

- 一九六八年 行政行為の無効と取消 東京大学出版会
- 一九七四年 都市計画法50講 有斐閣
- 一九七六年 計画行政法 学陽書房
- 一九七七年 行政法Ⅱ(各論) 青林書院新社
- 行政法入門(原田・小高・田村共著) 有斐閣
- 教材行政法判例(熊本・秋山・畠山共編) 北大図書刊行会
- 一九七八年 講話 行政法入門(講話)と略 青林書院新社
- 行政法学の基礎知識(1)(2)(広岡・田中館共編)
- 一九八〇年 都市計画法50講(改訂版) 有斐閣
- 一九八一年 国家補償法(上巻)(現代法律学全集61) 青林書院新社
- 一九八二年 講義行政法Ⅱ(行政救済法)(阿部泰隆共編著) 青林書院新社
- 一九八四年 国家補償法(中巻)(現代法律学全集61) 青林書院新社
- 講義行政法Ⅰ(総論)(阿部泰隆共編著) 青林書院新社
- 一九八七年 行政法スケッチ(スケッチ)と略 有斐閣
- 一九八九年 実定行政法 有斐閣
- 一九九〇年 行政法入門(新版)(原田・小高・田村共著) 有斐閣

II 論 說

一九六八年

イェッシュにおける憲法構造論—憲法と行政法との関連に

関する一考察 一

北大法学論集一八卷三三〇号

一九六九年

行政権限の競合と融合

北大法学論集一九卷四四〇号

複数当事者の行政行為—行政過程論の試み一、二、三

北大法学論集二〇卷一号—三三〇号

都市再開発法の位置づけ(特集・都市再開発法の課題)

ジュリスト四三〇号

一九七〇年

行政過程における公共の福祉

(特集「公共の福祉」の現代的機能)

ジュリスト四四七号

取消訴訟の原告適格 『実務民事訴訟講座8 行政訴訟I』

日本評論社

一九七一年

土地所有権の社会的制約(臨時増刊)(特集・土地問題)

ジュリスト四七六号

一九七二年

行政行為の無効と取消の区別の基準(特集・判例展望)

ジュリスト五〇〇号

一九七三年

景表法上の公正競争規約認定判決に対する消費者(団体)の

不服申立資格の有無—いわゆる果汁規約と主婦連の原告適

格をめぐる—

ジュリスト五三八号

一九七四年

「公共性」概念の検討(特集・大阪空港公害訴訟)

ジュリスト五五九号

一九七五年

政令指定都市と行政区の問題

ジュリスト増刊

総合特集1(現代都市と自治)

有斐閣

公共施設と環境訴訟

季刊環境研究九号

トルコ風呂と児童遊園—行政過程の正常性をめぐって—

(講話)所収 時の法令九一二号

交通の「公共」性と「環境権」

ジュリスト増刊 総合特集2(現代日本の交通問題) 有斐閣

一九七六年

損失補償の基本原則

不動産法大系7『土地収用・税金』

青林書院新社

公権の放棄 公法関係と民法一七七条 行政法違反の法律行為

『ワークブック行政法』 有斐閣

自治立法論 『行政法(3) 地方自治法』 有斐閣

勸告審決取消訴訟の原告適格 ジュリスト六〇七号

行政庁の釈明義務 上水道と下水道 法律と条例 行政庁の

調査義務 行政行為の事後的違法 行政手続上の権利 行

政庁の作為義務 権利の内在的制約 当事者訴訟的義務づ

け訴訟(講話) 所収) 時の法令九二五号〜九四九号

地方公共団体における計画行政の課題

日本都市企画会議年報三号

一九七七年

行政法学の方法と対象

田中二郎先生古稀記念『公法の理論』下I 有斐閣

行政過程論の意義

(今村献呈) 北大法学論集二七卷三・四合併号

災害と都市計画法 法律時報四九卷四号

競馬の公共性とおもちゃのピストル 環境行政訴訟の問題点

(一〜三) 内閣総理大臣の権限 公務員の期限付任用 地

方自治と行政争訟 酒屋、たばこ屋、まあじゃん・ぱちん

こ屋 公企業あれこれ 計画許可ないし調整許可 営業規

制と消費者保護 都市施設の設置(講話) 所収)

時の法令九五二号〜九八五号

一九七八年

国土総合開発法と国土利用計画法、土地利用基本計画と国土

利用計画 基礎法律学大系実用編12『土地法の基礎』

青林書院新社

行政行為の意義、公定力、不当利得

『行政法を学ぶ I』 有斐閣

戦後30年における行政法理論の再検討

公法研究四〇号

土地収用法の性格と土地収用手続の諸問題

全国収用委員会連絡協議会研究会講演録

公共施設の管理 法律に暗い老人 公共施設の利用

(講話) 所収) 時の法令九八八号〜九九四号

手続による行政の原理と行政過程の正常性 札幌市例規通信一〇〇号記念特集号

一九七九年

行政行為の瑕疵、行政計画、行政権限の融合

演習法律学大系3『演習行政法』 青林書院新社

公共性の変貌と現代行政法 土木学会誌六四卷五号

経済法と現代行政法 経済法二二号

計画における整合性と実効性

計画行政二号

法の不備と行政責務

法と社会研究 第2輯

一九八〇年

一九八四年

財産権補償と生活権補償に関する覚書

建設月報三六八号

職権取消の法的根拠について

土地収用と公共性

ジュリスト増刊〔行政法の争点〕 有斐閣

田上穰治先生喜寿記念『公法の基本問題』 有斐閣

一九八一年

一九八五年

公共施設周辺地域整備法について

注釈地方自治法74条

『注釈地方自治法』 第一法規

(小山退官記念) 北大法学論集三一巻三・四合併号

田中二郎先生追悼論文集『公法の課題』 有斐閣

土地利用規制と行政指導

法令資料解説総覧20号

一つの行政 二つの法・裁判 三つの法根拠 四つの基本原

行政過程に関する判例の検討

則 五つの法過程 六つの法局面 なぜか行政行為の諸分

一九八二年

類 八つの行政委員会 民法七〇九条と憲法二九条

公共性(特集・大阪空港公害訴訟上告審判決)

(スケッチ) 所収) 月刊法学教室五五号〜六三号

判例時報 一〇二五号

危険管理責任における不作為の違法要件の検討

田中先生の行政手続法論(特集・田中二郎先生と行政法)

(富田追悼) 北大法学論集三六巻一・二合併号

ジュリスト七六七号

一九八三年

一九八六年

権力と参加 岩波講座『基本法学6―権力』 岩波書店

国家賠償法総説『基本法コンメンタール 行政救済法』 日本評論社

規制行政の諸問題

『現代行政法大系』第一巻 現代行政法の課題 有斐閣

時効一〇年 一時間目に来た男 一二の法律 行訴一三条・

現代型行政と取消訴訟

請求と訴え 武器平等の原則 取消判決の効力 行訴四四

公法研究四五号

条・仮の救済 一七条の憲法 一八番・本稿のまとめ

(「スケッチ」所収) 月刊法学教室六四号〜七二号

一九八七年

都市計画・建築法制の課題〔特集・転換期の日本法制〕

ジュリスト八七五号

一九八八年

行政法上の請求権に関する一考察

(山畠退官) 北大法学論集三八巻五・六合併号

一九八九年

取消請求権の構造と機能

雄川一郎先生献呈論集『行政法の諸問題』下 有斐閣

取消裁判取消判決の第三者効について―取消請求権に関する

一考察 (藪・五十嵐退官) 北大法学論集三九巻五・六号(下)

一九九〇年

取消請求権に関する一考察

高柳信一先生古稀記念論集『行政法学の現状分析』勁草書房

戦争と平和の法―ホップスの自然状態について―

(深瀬・小川退官) 北大法学論集四〇巻五・六合併号(上)

土地収用と公共性

ジュリスト増刊〔行政法の争点〕(新版) 有斐閣

一九九一年

キーヴィタースとレース・プーブリカー―ロックの市民社会

について (石川退官) 北大法学論集四一巻五・六合併号

一九九二年

国家賠償請求訴訟の回顧と展望

(特集・国家賠償法判例展望) ジュリスト九九三号

Ⅲ 判例評釈・判例解説

一九六六年

免職処分取消請求事件 法学協会雑誌八三巻一号

一九六八年

不服申立期間の徒過と「やむを得ない事由」

別冊ジュリスト17〔租税判例百選〕

残地収用の性格、未登記無届権利者と換地予定地指定なき

移転命令 別冊ジュリスト19〔土地収用判例百選〕

更生処分の取消訴訟係属中に再更生および再々更生処分が

行われた場合と訴えの利益

(ジュリスト年鑑) 一九六八年版 ジュリスト三九八号

工場誘致奨励金打切事件

臨時増刊〔昭和43年度重要判例解説〕ジュリスト四三三号

明治憲法前の法令の効力

別冊ジュリスト21〔憲法判例百選〕新版

一九六九年

基本権類似の権利 別冊ジュリスト23〔ドイツ判例百選〕

設権的行政処分取消 別冊ジュリスト25〔フランス判例百選〕

一九七〇年

違法性の承継、瑕疵の治癒、違法行為の転換

別冊ジュリスト28〔行政判例百選〕(新版)

一九七三年

更生処分の取消訴訟係属中に再更生および再々更生処分が

行われた場合と訴えの利益

ジュリスト増刊〔昭和41・42年度重要判例解説〕

一九七四年

宅造法上の規制権限の不行使と国家賠償責任

臨時増刊〔昭和49年度重要判例解説〕ジュリスト五九〇号

明治憲法前の法令の効力

別冊ジュリスト44〔憲法判例百選〕第三版

一九七九年

違法性の承継、瑕疵の治癒、違法行為の転換

別冊ジュリスト61〔行政判例百選Ⅰ〕

一九八〇年

明治憲法前の法令の効力 別冊ジュリスト69〔憲法判例百選Ⅱ〕

一九八六年

処分事由の追加 別冊ジュリスト88〔公務員判例百選〕

パトカーに追跡された逃走車両(加害車両)が第三者に生じ

させた損害について国家賠償責任が否定された事例

判例評論三三四号(判例時報一二〇九号)

一九八八年

明治憲法前の法令の効力

別冊ジュリスト96〔憲法判例百選Ⅱ〕第二版

Ⅳ その他

一九七七年

今村成和教授の経歴と業績

(今村献呈) 北大法学論集二七卷三・四合併号

一九八六年

いま、国家賠償責任訴訟は(特集・シンポジウム)

一九八七年

法学セミナー三一巻一二号

公法学会第二部会討論要旨（シンポジウム 現代行政の手法）

公法研究四九号